

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡本 満喜子

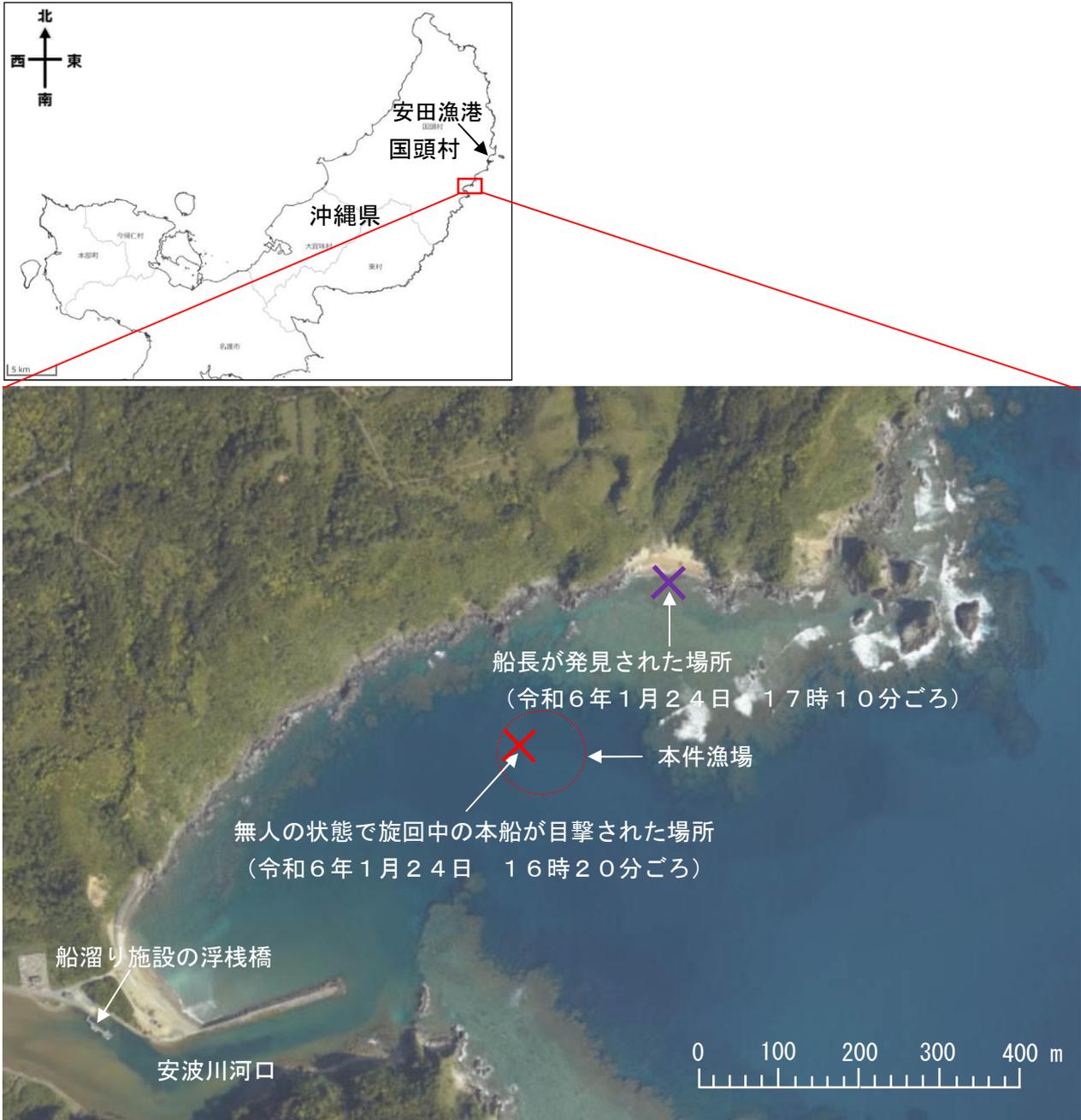
事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年1月24日 14時15分ごろ～17時10分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：1月24日 15時00分ごろ）
発生場所	不明（沖縄県国頭村安波川河口北東方沖）
事故の概要	漁船仲丸は、操業を終え、刺し網を回収した後、前進した際、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 仲丸、0.3トン ON3-520017（漁船登録番号）、個人所有 3.79m (Lr) × 1.48m × 0.6m、FRP ガソリン機関（船外機）、22kW（動力漁船登録票による）、平成11年7月
乗組員等に関する情報	船長 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年6月13日 免許証交付日 令和4年5月31日 （令和9年6月12日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	安波川河口付近の海岸を散歩していた船長の知人（以下「知人A」という。）は、令和6年1月24日14時15分ごろ、船長が、本船に1人で乗り組み、刺し網漁の目的で安波川河口北東方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて同川河口付近の船溜まり施設の浮棧橋を出航する様子を目撃した。 知人Aは、本船が、ふだん16時00分ごろ出航するのを見ていたので、いつもより早い時間に出航していると思った。 漁に出ていた僚船（以下「僚船A」という。）の船長は、16時

	<p>03分ごろ、安波川河口付近の海岸にいた知人から、無人の漁船が本件漁場付近を前進の状態を旋回しているとの連絡を受け、すぐに現場に向かい、目視で右旋回している状態の本船を確認し、118番通報した。</p> <p>僚船Aの船長は、16時20分ごろ、漁業協同組合（以下「本件組合」という。）担当者に本船の船長が落水した可能性があることを知らせた。</p> <p>本件組合担当者からの要請等により、別の2隻の僚船が海上の探索に加わり、消防隊員が船長の捜索に向かった。</p> <p>捜索を行っていた僚船の1隻（以下「僚船B」という。）の船長は、17時10分ごろ、安波川河口北東方の海岸の波打ち際においてうつ伏せの状態に浮いている船長を発見した。</p> <p>船長は、本船が発見された場所から北東方約380mの所で発見された。</p> <p>消防隊員は、17時40分ごろ、安波川河口付近の船溜まりに到着し、水上オートバイで僚船Aと共に船長が発見された場所に向かい、18時30分ごろ、船長を引き揚げて収容し、同船溜まりに帰港した。</p> <p>船長は、消防隊員により死亡と判断され、到着した海上保安庁に引き継がれて病院に搬送された後、医師により死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が15時00分ごろと検案された。</p> <p>本船は、翌日、僚船Bにより安波川河口付近の船溜まりにえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船（事故後に陸揚げされた状態）参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、発見時、シャツに胴付きの合羽ズボンを着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本事故当日の朝、本船が漁具を搭載せずに係留しているのを見つけた地元の僚船の船長らは、船長が、ふだん夕刻に漁場に刺し網を投入して翌朝に回収していたので、何らかの理由により、朝に出航できず、午後に出航して同網を回収しようとしたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本件組合担当者によれば、船長の健康状態は良好で持病等もなかった。</p> <p>本船は、本事故後に発見された際、刺し網が船首甲板の右舷側に偏った状態で全て回収されており、漁獲物が掛かっていた。</p> <p>本船の船外機は、船尾トランサムに設置され、本船の船外機の操縦用レバーが本体の左側に取り付けられているので、通常、操縦者が本体の右舷側に腰を掛け、左手で同レバーを持って操作するものであった。</p>

	<p>本船は、本事故後に発見された際、船外機の操縦用レバーが全速力の状態であった。</p> <p>また、本船の船外機の操縦用レバーは、左方に向けられた状態であった。</p> <p>本船は、和船型の小型船で、後部甲板に物入れが左右に1つずつ備えられており、後部甲板における甲板から船縁までの高さが約35cmであり、本事故後、船体に衝突痕などの損傷は認められなかった。 (図1参照)</p> <p>図1 本船の船外機及び後部甲板にある物入れの配置状況</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 あり</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、14時15分ごろ、安波川河口付近の船溜まりを出発した後、17時10分ごろ、同川河口北東方の海岸の波打ち際においてうつ伏せの状態で見えているところを発見され、医師により死亡推定時刻が15時00分ごろと検案されたことから、15時00分ごろ落水して短時間で溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、安波川河口北東方沖において、本事故後に発見された際、漁獲物が掛かった刺し網が船首甲板の右舷側に偏った状態で全て回収されており、船外機が全速力前進の状態で見えられたことから、船長が、刺し網を引き揚げた後、後部甲板で船外機を前進させた際、右舷側に落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本事故当時、風力3の北西風が吹き、本船が小型で乾舷の低い和船型であったことから、船長は、風浪による本船の動揺が関与して落水した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、安波川河口北東方沖で操業を終え、刺し網を回収した後、前進した際、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>船長は、刺し網を引き揚げた後、後部甲板で船外機を前進させた際、風浪による本船の動揺が関与し、右舷側に落水した可能性がある</p>

	と考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、暴露甲板上においては救命胴衣を適切に着用すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、安全ベルト等を装着するなどして安全を確保した上で船外機を操作することが望ましい。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水時の連絡手段を確保しておくこと。また、落水時の船上復帰手段として縄ばしご等を船体に備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院 Web サイト地図使用

写真1 本船（事故後に陸揚げされた状態）



回収された刺し網